

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,746,280	561,942	67,447	47,606,768	51,420,495	561,942
社	債	2,730,720	409,608	4,040	24,695,964	27,430,724	409,608
預貯金	郵便貯金	-	-	-	-	-	-
	銀行預金	85,029,419	12,754,413	3,471,588	13,072,870	101,573,877	12,754,413
	銀行以外の金融機関の預金	31,435,900	4,715,385	2,296,294	18,797,537	52,529,731	4,715,385
	勤務先預金	2,811,013	421,652	43,437	-	2,854,450	421,652
合同運用信託の収益の分配		590,106	88,516	68,578	46,048	704,732	88,516
公社債投資信託の収益の分配等		49,920	7,488	-	-	49,215	7,488
小 計		126,393,358	18,959,004	5,950,679	104,219,187	236,563,224	18,959,004
定期積金の給付補てん金等		978,033	146,705	-	6,803	984,836	146,705
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		4,822,223	941,856	3,423	-	4,825,646	941,856
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		132,193,614	20,047,565	5,954,102	104,225,990	242,373,706	20,047,565

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	140,668,835	27,899,092	12,040,459	38,376,249	2,687,608	191,085,543	30,586,700
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	2,876	106,052	7,730	108,928	7,730
計	140,668,835	27,899,092	12,043,335	38,482,301	2,695,338	191,194,471	30,594,432

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	19,524,300	1,366,701

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,597,067,463	千円 59,311,884	千円 15,897,627,971	千円 288,325,579	千円 17,494,695,434	千円 347,637,463
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	5,845,247	63,445	77,729,320	1,228,035	83,574,567	1,291,480
	計	1,602,912,710	59,375,329	15,975,357,291	289,553,614	17,578,270,001	348,928,944
退 職 所 得		152,496,316	2,231,007	188,851,428	6,309,012	341,347,744	8,540,019
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	15,695,214	1,872,959
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	75,763,621	9,062,197
	診療報酬	113,233,541	9,758,873
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	107,995,489	6,096,047
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	3,824,890	415,004
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	14,689,475	1,008,921
	契約金・賞金	2,776,972	146,779
	小 計	333,979,202	28,360,780
法第203条の2該当（公的年金等）		39,975,884	1,016,018
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		189,928,539	775,154
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		137	13
計		563,883,762	30,151,964
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	52,634	-	52,634	7,159
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	12,261,216	-	12,261,216	741,957
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,599,670	226,426	1,826,096	319,934
退 職 手 当 等	11,265	-	11,265	2,253
人 的 役 務 の 報 酬	160	-	160	32
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	-383,920	755,842	371,922	-76,784
著作権の使用料又はその譲渡による対価	87,230	52,061	139,291	17,446
貸 付 金 の 利 子	1,533,575	1,641,935	3,175,510	306,715
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	195,620	112,838	308,458	39,124
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,020,990	-	1,020,990	102,099
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	696,785	49,002	745,787	139,357
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-
合 計	17,075,225	2,838,104	19,913,329	1,599,292

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。